



護岸用鋼矢板選定について

技術基準の種類:設計・施工
通知日 :昭和57年4月10日

8 護岸用鋼矢板選定について

昭和57年4月10日 事務連絡
各地方建設局、北海道開発局河川工事課長あて
建設省河川局治水課建設専門官、都市河川課建設
専門官

標記については、昭和54年4月10日付け河川局治水課建設専門官から事務連絡されたが、12については、今後下記のように取扱われたい。

記

掘込み河川であって、かつ、12(1)~(5)のいずれにも該当しない場合には、型の改良型以上に限定せず、施工条件、施工個所等工事目的に適合する鋼矢板を使用してもよい。
なお、この運用は、昭和57年度より適用する。